

特 殊 健 康 診 断

動 向

平成11年5月に労働安全衛生法の改正により次の2点が平成12年4月1日から施行された。

- 1) 深夜業従事者の健康管理の充実(自発的健康診断受診支援事業)；深夜業に従事する労働者は、自発的に受診した健診結果を事業者に提出することができ、また申請により健診に要した費用の一部が助成される制度。
- 2) 化学物質管理の推進(MSDS)「化学物質等安全データシート」；労働者に健康障害を及ぼすおそれのある化学物質を譲渡・提供する者は、その物質の有害性等の情報を文書等で通知することを義務付ける制度。この文書がMSDSで名称、成分、物理化学的性質、危険有害性等の情報を記載した資料のことである。

平成13年度にむけては、電離放射線障害予防規則が平成13年3月27日に改正され、4月1日から施行されることになった。国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告の取り入れ等により改正されたものである。主な内容は、

- 1) 電離放射線業務従事者の被曝限度の低減。
- 2) 被曝線量記録、健康診断結果の記録(個人票)の保存期間の改正(30年間保存)。
- 3) 定期の健康診断を6か月以内ごとに1回とする。実効線量が前年1年間で5mSvを超えず、今年1年間で5mSvを超えるおそれのない労働者は原則、血液、眼、皮膚の検査が不要。

また、被曝に関する事項の評価を必ず実施し医師の意見をもとに健康診断の項目の省略等の判断が、おこなわれることとなった。フィルムバッジ等の「放射線測定器」(電離則第8条改正)を適正な部位に装着して被曝線量を測定する必要があります。

現 状

前年度に比較して、特殊健康診断の受診団体数は423から388団体に8.3%減少、受診者は81,608人から78,404人に3.9%減少している。全国統計では減少しておらず当協会の現象のようである¹⁾。特にじ

ん肺検診2,754人→1,746人、VDT健診16,194人→14,504人に減少がみられる。工場移転、人員削減、経費節減と関係がありそうである。

じん肺検診受診者の減少に伴い有所見者は272人(有所見率9.8%)→185人(10.6%)、肺機能検査受診者229人→161人となったが、その結果の内訳に大差はない。

特殊健康診断の種類別にみた有所見の状況は、カドミウム、水銀にわずかの増加がみられたが、二次検査の結果、カドミウムでは非業務性3人、異常なし11人で大きな年次変化は見られなかった。

有機溶剤作業における尿中代謝物検査では、トルエンの代謝物の馬尿酸値が分布2、3と高めの受診者が例年相当数見られる。尿の採取時期や果実・清涼飲料水等の摂取によって変動することがあるので、平成元年8月基発第463号(平成10年改正)に従って採尿する必要がある。それでも高値のことがあり、気になることである。

今後の問題

平成12年3月の電通社員の過労自殺に対する上告審で最高裁判所は「使用者は業務の遂行に伴う疲労や心理的負担が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う」との初判断を示した。これは事業者が負う雇用契約に付随する安全配慮義務を示したもので「業務と密接な関連を有する健康障害を起こさないように配慮することも事業者の責任である」との考え方を示したもののといわれている。健康診断の事後指導、就業上の措置だけでなく、日々の労働安全衛生対策の重要性を示唆するものと思われる。また、労働安全衛生は国が定めた技術基準の一律励行いわゆる法規準拠型から、事業者自身による自発的改善、自己責任型へ転換する必要があるといわれている。特殊健康診断の実施に当たっては、より総合的な視点が必要な時代となったようである。

参考文献

- 1) 労働衛生のしおり(平成13年度)P.295.2001.7

関係の集計表は159～160頁に掲載